

豊岡市社会教育関係団体等各種大会派遣費補助金交付のしおり

【趣旨】

この補助金は、豊岡市補助金等交付規則（平成 17 年 4 月 1 日豊岡市規則第 53 号）及び豊岡市観光文化部が所管する補助金等交付要綱（令和 5 年 3 月 29 日豊岡市告示第 84 号）に基づき、社会教育関係団体等の社会教育活動（社会体育、レクリエーション、文化・芸能等を含む。）を奨励し、市民の心身の健全な発達と、明るく豊かな地域づくりに寄与することを目的に交付するものです。

【対象者】

対象者は、豊岡市に在住する個人又は団体で、大会出場規定等に基づく人数の内選手のみとし、その他引率者及び応援者等は対象外とします。

ただし、団体については、代表者が豊岡市に在住し、かつ、当該団体の構成員の半数以上が豊岡市に在住する団体に限ります。

個人競技と団体競技の両方に参加する場合は、団体競技を優先するものとします。

【対象となる大会】

対象者が、次の各号のいずれかに該当する場合、補助金を交付します。

- (1) 但馬大会等の予選大会で優秀な成績を収め、県大会以上の大会に出場する場合
- (2) 但馬大会等の開催が困難な種目で、本市の代表として県大会以上の大会に出場する場合

※「県大会以上の大会」とは、市町村規模の大会等において優秀な成績を収めた、若しくは選考会等により選抜された個人又は団体が出場する都道府県、都道府県規模の競技団体等が主催する大会又は当該大会が開催される都道府県内の 3 分の 2 以上の市町村から個人若しくは団体が参加（当該大会の予選に参加した場合を含む。）している大会をいいます。

【対象経費】

大会参加に要する次の経費を補助の対象とし、その他経費については対象外とします。

ただし、団体における交通費及び宿泊費については、豊岡市に在住するもののみを補助対象者とします。パック旅行などを使う場合は、下記明細が分かるようにしてください。

(1) 交通費

- ① JR 等公共交通機関を利用した場合は、実費分とします。
- ② バスを借上げて利用する場合は、補助対象者が 10 人以上（中型バスの場合）であることを条件とします。

- ・バスの借上げ料及び通行料を対象とし、駐車場代及び燃料代等は対象外とします。
- ・その他車両（随行車等）の交通費は補助対象外とします。
- ・大型バスを借上げる場合、補助対象者が 20 人以上であることを条件とします。

※大型バスとは、高速道路料金の車種区分が「特大車」になる車をいいます。車種の確認のために、通行料の領収書を必ず添付してください（バス代には含めないこと）。

※補助対象者 20 人未満でやむを得ない事情により大型バスを借上げる場合、中型バスの借上げ料相当額を補助対象としますので、大型バス借上げ料の領収書並びに中型バス借上げ料の見積書を必ず添付してください。

- ③ 自家用車を利用した場合、補助対象者の運搬に係る車両の通行料は認めますが、燃料代・駐車料等は対象外とします。

(1台につき補助対象者は4人乗車とする)

- (2) 宿泊料

10,000円/泊を上限とします。

※県内で開催される大会の宿泊費は補助対象外です。

※2021年度より大会参加費は対象経費外となりましたので、ご承知おきください。

【補助額】

- 1 個人 大会区分ごとに下記を上限とし、対象経費の50%以内。

大会区分	補助金上限額
県大会	1万円
近畿大会以上	3万円
全国大会以上	5万円
国際大会	8万円

- 2 団体 大会区分ごとに下表を上限とし、対象経費の50%以内。

大会区分	補助金上限額
県大会	5万円
近畿大会以上	10万円
全国大会以上	15万円
国際大会	20万円

※個人・団体とも国・県等から補助を受ける場合、それを控除した残額を対象経費とします。

【その他】

- (1) 申請は事前申請とし、大会開催日までに提出してください。
- (2) 申請内容が変更となる場合は、大会開催日までに変更申請を提出してください。
- (3) 実績報告書(様式第4号)提出の際には、補助対象経費の領収書の写しが必要となりますので、無くさないようご注意ください。
- (4) 実績額が申請額を上回った場合でも、補助金の上限は交付決定額となります。
- (5) 補助金の交付は、事業終了後の精算払いとなります。

《問合せ先》 豊岡市観光文化部 文化・スポーツ振興課

e-mail : sports@city.toyooka.lg.jp

TEL : 21-9023 FAX : 22-3872